

ご案内をご一読いただき、この機会にぜひ

加入・保障の見直しをご検討ください！

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等も
ふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を
ご理解いただきご検討ください。

金融庁
公的保険ポータル



2026年度 団体保険のご案内

契約概要・注意喚起情報

お申込みにあたっては契約概要および注意喚起情報を必ずご確認ください。

\まさかに備える/ 2つの団体保険

3大疾病 に備える

3大疾病
グループ保険

団体3大疾病保障保険

特 徴

加入者が、がん〔悪性新生物〕・急性心筋梗塞・
脳卒中になられた場合に保険金が支払われる
保険です。



詳しくは

▶P01

万一(死亡など) に備える

自由選択
グループ保険

無配当団体定期保険

特 徴

加入者が、亡くなられたり高度障害状態になられた
場合に保険金が支払われる保険です。



詳しくは

▶P16

申込締切日 2025年12月10日（水）

窓口

NEC ネットエスアイ株式会社

→ 人事部人事サービスグループ

メール：jinji-shien@dm.nesic.com

NEC ネットエスアイ・サービス株式会社

→ 管理本部人事部

メール：jinji@dm.ser.nesic.com

《住友生命職域担当者も受付いたします》

※担当者が不明な場合は注意喚起情報〔10〕および〔9〕諸制度/契約に関する相談・照会・苦情窓口についてに記載
のフリーダイヤルへご連絡ください。

Webでのお手続きの場合：Web画面からお申込みください。

書面でのお手続きの場合：申込書に所定事項をご記入のうえ窓口までご提出ください。

※昨年と同内容で更新される方はお手続き不要です。

3大疾病グループ保険

団体3大疾病保障保険

働き盛りの今だからこそ、
3大疾病に備える。

団体3大疾病保障保険
ご案内動画を
Webで公開中！



この保険は福利厚生制度の一環です。

加入コースと保険料は巻末をご覧ください

この保険のポイント



お手頃な保険料

死亡保障と高度障害保障がないシンプルな保障と、まとまった人数で加入することにより、お手頃な保険料となっています。

3大疾病保障

がん〔悪性新生物〕・急性心筋梗塞・脳卒中で約款所定の条件に該当された場合、一時金が支払われます

保険金額300万円の場合

保険料例（概算保険料月額）

男性30歳 657円 女性30歳 708円

※死亡保障や高度障害保障はありません。



多彩な付帯サービスをご利用いただけます！

早期発見・安心納得の治療に役立つ

「人間ドック紹介予約サービス」

「がんセカンドオピニオンサポートサービス」

復職支援プログラム

がん

オンラインがん相談サービス
「CancerWith for 住友生命」※

急性心筋梗塞・脳卒中

重症化予防支援サービス
「Mystar」※

※2022年10月1日以降に保険金が支払われた方が対象となります。



医師の診査は不要

医師の診査はなく、告知事項に該当がなければお申込みいただけます。



介護医療保険料控除の対象

保険料は介護医療保険料控除の対象となり、所得税・住民税の税額が軽減されます。

団体 3 大疾病保障保険

3 大疾病は大きなリスクです

がんになるリスクについてご存知ですか？

がんになった方は年間で

約**94.5**万人^{*1}



このうち**15～64歳**の方は

約**22.6**万人^{*1}

〈罹患が多い部位〉^{*1}

	男性	女性
1位	前立腺	乳房
2位	大腸	大腸
3位	肺	肺
4位	胃	胃

がんになった方の約5人に1人が働く世代！他人事ではありません

女性特有のがんは

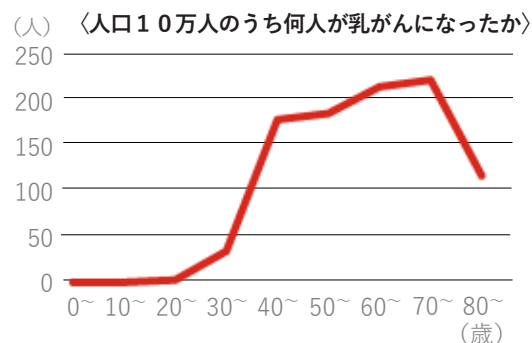
30代から増加傾向。

女性の約**9人**に**1人**^{*2}が、

一生のうちに**乳がん**と
診断されています。



〈乳がん 年齢階級別罹患率推移〉^{*2}

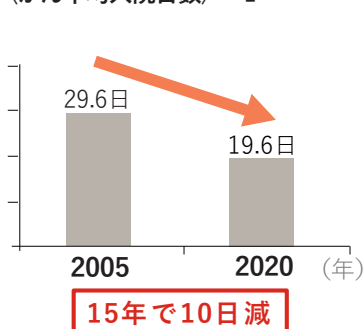


早い時期からリスクに備えることが大切です

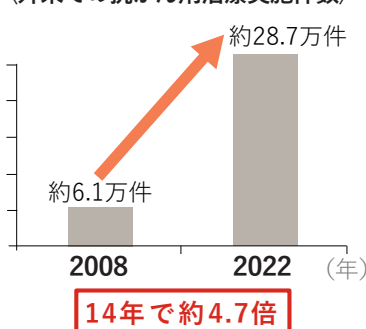
^{*1} 出典：国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」（全国がん登録 2020年診断データ）に基づき住友生命作成
^{*2} 出典：国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」（全国がん登録 2019年診断データ）に基づき住友生命作成

がん治療は入院より通院での抗がん剤治療が主流に

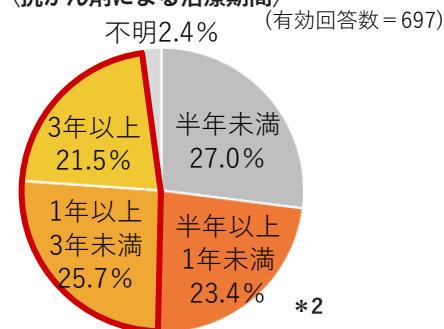
〈がん平均入院日数〉^{*1}



〈外来での抗がん剤治療実施件数〉^{*1}



〈抗がん剤による治療期間〉



抗がん剤治療は長期化することが多い傾向があります

^{*1} 出典 厚生労働省「患者調査（令和2年）」、平成20年6月審査分「社会医療診療行為別調査」、令和4年「社会医療診療行為別統計（6月審査分）」に基づき住友生命作成
^{*2} 出典：住友生命「2024年特定3疾病患者とその家族へのアンケート調査」

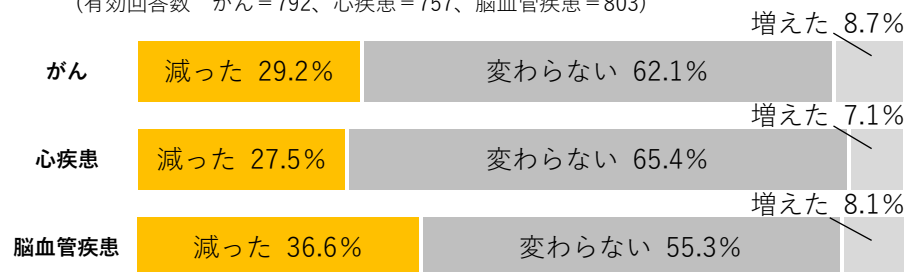


3 大疾病と診断される前と後の収入の変化

大きな病気に罹患すると、
治療に関する負担が
増える一方、
**収入減少の
リスク**もあります。

〈本人が患者の方の世帯収入変化〉

(有効回答数 がん = 792、心疾患 = 757、脳血管疾患 = 803)



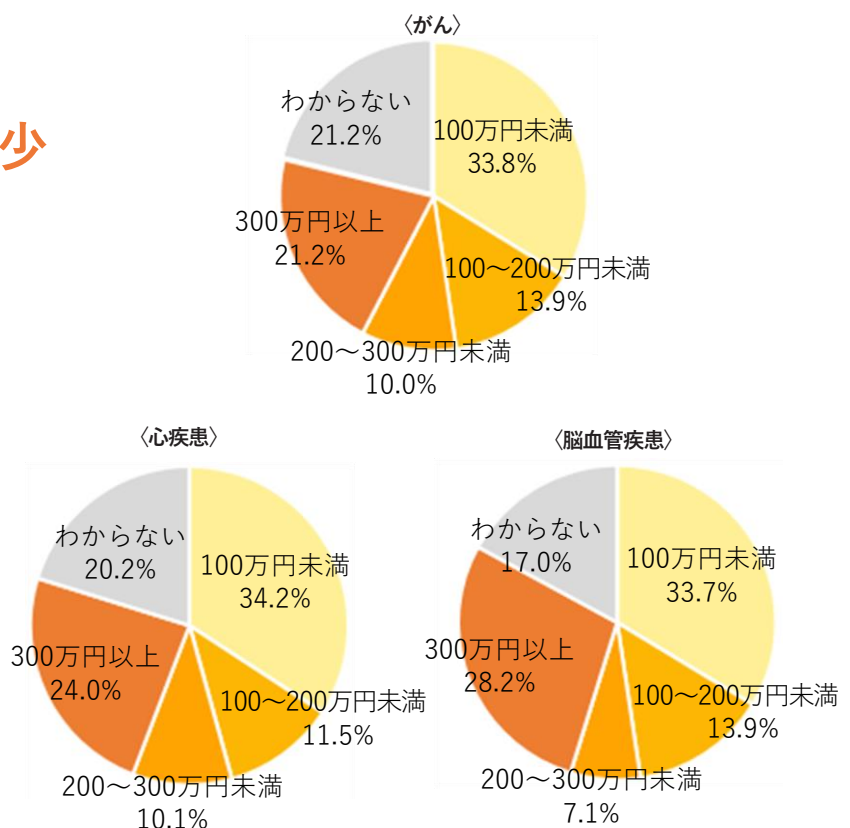
3人に1人の方の収入が減少しています

3 大疾病と診断される前と後で年収はおよそいくら減ったか

治療のための長期休暇や
労働制限、ご家族の働き方の
変化などの影響で、
**世帯収入が
300万円以上減少
するケース**
もあります。

本人が患者の方の**世帯での年収減少額**

(有効回答数 がん = 231、心疾患 = 208、脳血管疾患 = 294)



「支出の増加」と「収入の減少」をカバーする保障が必要です！！

本パンフレットについて

お申込みにあたって、商品内容や生命保険に関する基本的な内容（諸制度や手続き等）をご理解いただくために、ご案内しています。

団体 3 大疾病保障保険

契約概要

▶ P04

個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

- ・商品のしくみと特徴
- ・主な支払事由と制限事項
- ・保険金額、保険料、保険期間 等

注意喚起情報

▶ P08

生命保険一般についての基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

- ・告知義務制度
- ・保障の開始時期
- ・保険金が支払われない場合 等

支払に関する補足説明

▶ P11

保険金が支払われる際の事例や各保障内容の詳細を記載しています。

- ・保障内容の補足説明
- ・保険金の支払の具体例 等

◆ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、本パンフレットをご覧ください。保障内容、保険料、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

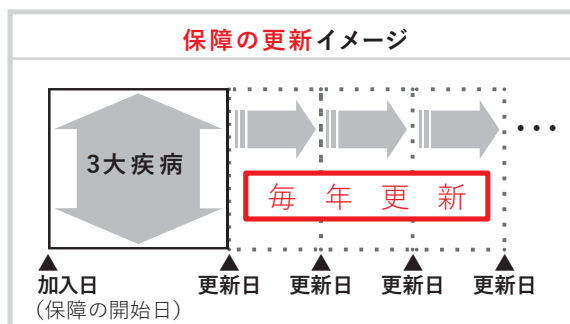
◆パンフレット保管のお願い

ご加入内容の確認が必要な時にいつでも参照できるように、次回更新時まで本パンフレットを必ず保管してください。

契約概要

〈1〉 団体 3 大疾病保障保険のしくみ

- 団体の所属員などに 3 大疾病に対する保障をご準備いただくため、団体が契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。福利厚生制度の変更などによって、契約内容が変更されたり、制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 加入対象者の中で、加入を希望される方がお申込みできます。保険料は加入者にご負担いただきます。
- 保険期間は 1 年ですが、加入対象者である限り、自動更新（継続）されます。現行の保障内容と同額以下で継続する場合は、健康状態の告知は不要です（増額する場合は、告知が必要です）。



〈2〉 加入対象者

※更新日時点の年齢です。

〔本人〕

NEC ネットエスアイ株式会社、NEC ネットエスアイ・サービス株式会社の常勤役員・顧問・従業員（他社への出向者含む）・嘱託（定年後の再雇用者含む）で
新規加入・増額は満14歳6か月超65歳6か月以下
継続加入は満75歳6か月以下の方

〔配偶者〕

本人の戸籍上の配偶者で
新規加入・増額は満18歳以上65歳6か月以下
継続加入は満75歳6か月以下の方



加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細

契約概要 加入に際しての留意事項

▶ P07

〈3〉 更新日、加入日（保障開始日）、保険期間

〔更新日〕 4月1日

※お申し出がない場合には、毎年更新日に自動更新されます。

〔加入日（保障開始日）〕 4月1日

〔保険期間〕 更新日から 2027年3月31日までの1年間

〈4〉 支払われる保険金（保障の内容）

■ 3大疾病保険金（注1・注2）

疾病	支払対象となる場合
がん〔悪性新生物〕（注3）	加入者が保険期間中（ただし加入日から起算して90日以内を除く）に、生まれて初めて所定のがん〔悪性新生物〕（※）になったと医師によって診断確定（注4）されたとき。
急性心筋梗塞（注5）	加入者が加入日以後の疾病を原因として保険期間中に発病した所定の急性心筋梗塞（※）により、次のいずれかに該当されたとき。 ア. 急性心筋梗塞の治療を直接の目的とする手術（※）を受けられた。 イ. 初診日（注6）から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された。
脳卒中	加入者が加入日以後の疾病を原因として保険期間中に発病した所定の脳卒中（※）により、次のいずれかに該当されたとき。 ア. 脳卒中の治療を直接の目的とする手術（※）を受けられた。 イ. 初診日から起算して60日以上、言語障害・運動失調・まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された。

（注1）死亡や高度障害の保障はありません。

（注2）いずれかの疾病によって保険金が支払われた時点でその加入者の保障は終了し、再加入はできません。なお、配偶者が加入されている場合には、本人の保障が終了したとき、配偶者の保障も自動的に終了します。

（注3）上皮内新生物、悪性黒色腫以外の皮膚がん〔悪性新生物〕は支払対象となりません。

（注4）診断確定とは、医師によって「病理組織学的所見（生検）等により診断確定された」ことを指します。

（注5）狭心症等は支払対象となりません。

（注6）初診日とは、診察・検査・治療・投薬のいずれを問わず、初めて医師にかかって診療を受けた日をいいます。なお、何らの自覚症状がなく、健康診断を目的とする検査を受けたのみでは、「医師の診療を受けた」ことには該当しません。

（※）「がん〔悪性新生物〕」「急性心筋梗塞」「脳卒中」「手術」についての詳細は支払に関する補足説明をご確認ください。

詳細

支払に関する補足説明

▶ P11

お申し出による無効の取扱い



以下のいずれかに該当する場合は、加入者から団体を通じ保険会社に申し出ることにより契約を無効とすることができます。この場合、保険金は支払われず、払い込んだ保険料は返金されます。

〈1〉加入日から起算して90日以内のがん〔悪性新生物〕と診断確定された場合

この場合のお申し出の期限は、診断確定された日から起算して1年となります。

〈2〉加入日前にがん〔悪性新生物〕と診断確定され、その事実を知らずに加入した場合

この場合のお申し出の期限は、その事実を保険会社が把握したのちに、保険会社が団体あてに無効とできる旨の通知をした日から起算して30日となります。

※お申し出がないときは、保障を継続します。この場合、急性心筋梗塞と脳卒中の2疾病のみの保障となり、保険料の変更はありません。

※告知義務違反や重大事由により契約が解除となる場合など、無効のお申し出をできないことがあります。



保険金が支払われない場合がありますので、必ずご確認ください。

詳細

注意喚起情報 [5] 保険金が支払われない場合について

▶ P09

～希望に沿った保障額を準備できるよう、さまざまなコースをご用意しております～

加入コースと保険料は **巻末** をご確認ください

付帯サービス

以下のサービスを無料で利用することができます。

人間ドック紹介予約サービス

- 提携医療施設（全国約800機関）での人間ドックの受診を、お申し込みから予約確認まで代行するサービスです。
- 人間ドックは、通常料金の5～20%程度割引の優待料金で受診いただけます。

※割引が適用される医療機関がない地域もあります。
※同じ医療機関でも検査内容によっては割引が適用されない場合もあります。

がんセカンドオピニオンサポートサービス

- がんに特化したセカンドオピニオン対応医療機関の窓口を紹介するサービスです。
- 症状やお住まいの地域に合わせた医療機関の情報を、電話にて提供します。
- ご紹介の対象となる医療機関は全国約2万機関（うち、がん拠点病院は約400機関）です。

セカンドオピニオン：がんのような大きな病気について、診療を受けている担当医ではなく、他の病院の医師に治療の進行状況や治療選択などの意見を求めること。

オンラインがん相談サービス 「CancerWith for 住友生命」

※2022年10月1日以降に、がんにより保険金が支払われた方が対象となります。

- がん患者や家族が看護師や社労士などの専門家に匿名で相談できるプラットフォームです。
- チャット方式で24時間いつでも相談可能。コンシェルジュが伴走して活用を支援します。
- 治療や副作用のことだけでなく、主治医には聞けないお金や育児、仕事、恋愛、性生活などプライベートな相談も安心して行えます。

重症化予防支援サービス「Mystar」

※2022年10月1日以降に、急性心筋梗塞・脳卒中により保険金が支払われた方が対象となります。

- 6か月間の生活習慣改善支援プログラムです。
- モニタリング機器を利用し、脈拍や歩数、塩分摂取量などのライフログを分析します。
- 分析結果をもとに、医療専門スタッフ（看護師、理学療法士、管理栄養士等）から健康づくりの伴走指導（月2回の電話面談やチャット相談等）をご提供します。

※Mystarは、全6か月のプログラムの内、最初の2か月間、無料で利用することができます。利用開始から2か月経過後も継続する場合の費用や一部オプション費用は加入者負担となります。

※付帯サービスは、加入者のみ利用することができます。

※「CancerWith for 住友生命」のご利用は加入者のご家族も可能ですが、相談は加入者の治療やライフスタイルに関する内容に限ります。

※人間ドック受診料やセカンドオピニオン対応医療機関での受診料は加入者負担となります。

※付帯サービスは以下の会社が提供いたします。

「人間ドック紹介予約サービス」「がんセカンドオピニオンサポートサービス」：株式会社ウェルネス医療情報センター

「CancerWith for 住友生命」：株式会社ZINE

「Mystar」：株式会社PREVENT

※付帯サービスは2024年10月時点のものであり、将来予告なく変更もしくは中止することがあります。

※ご利用時の照会先は、加入後にお渡しする「ご加入内容のお知らせ」にてご連絡します。

〈5〉保険金の受取人、保険金の請求など

■保険金の受取人

加入者（保障の対象となる方）自身

■保険金の請求と代理請求

- ・保険金は、団体を通じて保険会社に請求します。
- ・加入者が、傷害または疾病により請求の意思表示ができない、疾病名の告知を受けていない等により保険金を請求できないときは、代理請求人が加入者の代理人として保険金を請求できます。代理請求人は請求時において所定の要件を満たす必要があります。

代理請求人について

支払に関する補足説明 代理請求人

▶ P12

〈6〉配当金

配当金は毎年団体ごとに保険期間（1年間）の収支計算を行い、剰余金が生じた場合に支払われます。

※将来支払われる配当金は変動し、0となる可能性もあります。

※保険期間途中で脱退された場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

〈7〉脱退による返戻金

この制度には、加入者が脱退された場合の返戻金はありません。

詳細

注意喚起情報 [4] この制度から脱退する場合について

▶ P08

〈8〉引受保険会社

この制度の引受保険会社は住友生命保険相互会社です。

〈9〉保険料の払込み

毎月の給与から控除されます。



加入に際しての留意事項

- 加入対象者ではない方は加入できません。
- 万一、加入者が加入対象者ではないことが判明したときには、保険金の支払対象となる場合に該当されていても、保険金は支払われません。
- この制度における保険金の支払いが特に多い場合、割増保険料が加算されたり、加入できる保険金額が制限される場合があります。
- 満65歳6か月を超えて継続加入される方は、現行の保険金額から増額することはできません。
- 配偶者が加入される場合は、以下の点にご留意ください。
 - ・配偶者のみで加入することはできません。（本人の加入が必要です。）
 - ・本人より高い保険金額のコースには加入できません。

加入対象者について

契約概要 〈2〉加入対象者

▶ P04

税務について

※個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、2024年10月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

- 加入者が負担した保険料（配当金がある場合は配当金を差し引いた金額）は介護医療保険料控除の対象となり、所得税および住民税が軽減されます。
- 受け取られた保険金は、所得税法上全額非課税となります。

注意喚起情報

※お申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。
※生命保険一般についての基本的な内容や制度などを記載しています。個別の保障内容は「契約概要」に記載しておりますのでご確認ください。
※増額を申し込む場合は、本文中の‘加入’を‘増額’と読み替えてください。

[1] 申込み時／クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は団体（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

[2] 申込み時／告知に関する重要事項について

◎健康状態などについてありのままを正しくお知らせください（告知義務）

加入申込者には、現在および過去の健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。加入申込時に告知欄に反映いただいた内容が告知となります。

- ・生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。
- ・初めから健康状態の良くない方などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。
- ・加入のお申込みにあたっては、加入申込時に告知欄で生命保険会社がたずねることについて、過去の病歴、現在の健康状態など、事実をありのままに正しくお知らせ（告知）ください。

※同時に配偶者が加入される場合には、告知に関する各重要事項について、配偶者に内容を周知してください。

※告知事項に該当しない場合でも、生命保険会社が保有するお客さま情報により加入できない場合があります。

◎口頭で伝えられても告知いただいたことにはなりません

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）および契約者である団体の事務担当者などには告知を受ける権限がないため、口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことにはなりません。告知にあたっては、加入申込時に告知事項を必ずご確認ください、確認した結果を告知欄に反映してください。



◎正しく告知されないと保険金が支払われない場合があります

告知していただくことがらは、加入申込時の告知事項に記載されています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」として保険金が支払われないことがあります。

※なお、上記の場合以外にも、加入時の状況などにより保険金が支払われない場合があります。

告知義務違反の内容が特に重大なときは、詐欺による取消しを理由として保険金が支払われないことがあります。

この場合、以下の取扱いとなります。

- ・告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。
- ・すでに払い込んだ保険料は返金されません。

[3] 申込み時／責任開始期について

ご提出いただいた加入申込内容に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である団体の事務担当者などには、保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

[4] 加入後／この制度から脱退する場合について

死亡された場合、保険金が支払われた場合、または以下に該当された場合、この制度から脱退となります。

※次のような場合には、脱退（加入者自身の希望による脱退は除く）した後も、初診日が保険期間中にあれば、保険金の支払対象となる場合があります。

- ・急性心筋梗塞：初診日から起算して60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断された場合
- ・脳卒中：初診日から起算して60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断された場合

【本人】

加入対象者ではなくなった場合

【配偶者】

本人が脱退された場合、または離婚などで加入対象者ではなくなった場合

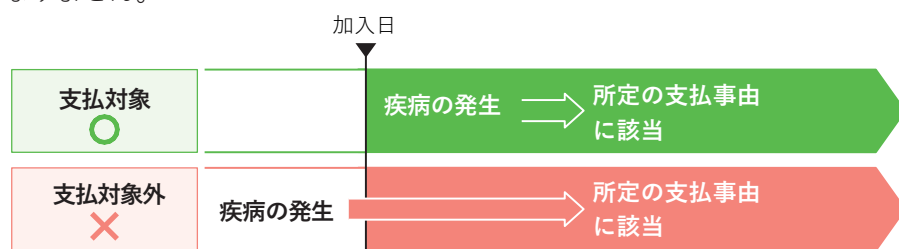
[5] 請求時／保険金が支払われない場合について



次のような場合には、**保険金が支払われないことがあります。**

(保険金を途中で増額された場合は、増額部分にも適用されます。)

- 生まれて初めてのがん〔悪性新生物〕でない場合
- 上皮内がん・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん・加入日から起算して90日以内に診断確定されたがん〔悪性新生物〕等、所定のがん〔悪性新生物〕に該当しない場合
- 所定の急性心筋梗塞および脳卒中に該当しない場合
- 急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金の支払いは、所定の支払事由の原因となる疾病が加入日以後に生じた場合に限りです。原因となる疾病が加入日より前に生じていた場合は、支払いの対象となりません。



- 契約者または加入者が告知した内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除となった場合
- 契約者または加入者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなった場合、または、契約者または加入者に保険金を不法に取得する目的があつて、保険契約の全部またはその加入者の部分が無効となった場合
※これらの場合、すでに払い込んだ保険料は返金されません。
- 契約者または加入者が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となった場合
- 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合

その他事例

保険金が支払われる場合または支払われない場合の具体的な事例

▶ P13

[6] 請求時／保険金・給付金をもれなく請求していただくために

- 加入者からの請求に応じて、保険金が支払われますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、団体の事務担当者または後述の「住友生命からのお知らせ」に記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。
- 保険金の円滑な請求のためにも、事前に代理請求人となりうるご家族の方等にご契約内容についてのご説明をお願いします。
- 保険金の支払事由が生じた場合、他の保険契約のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金の支払事由にも該当することがありますので、ご確認ください。

[7] 諸制度／法令等の改正に伴う変更について

公的医療保険制度の改正が行われた場合には、支払事由が変更されることがあります。

*「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。健康保険法・国民健康保険法・国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法・私立学校教職員共済法・船員保険法・高齢者の医療の確保に関する法律

[8] 諸制度／生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された**保険金額などが削減されることがあります。**
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

<生命保険契約者保護機構>

- 電話番号：03-3286-2820
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

[9] 諸制度／生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

[10] 諸制度／契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル（法人サービス室）

0120-357224

【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・12月31日～1月3日を除く）

お問い合わせの際には下記証券番号・契約者名、加入者の方は被保険者番号もお伝えください。

- 証券番号： 5 6 4 0 0 0 6 1 9
- 契約者名： N E C ネットエスアイ株式会社

申込手続き完了後の各種資料の配付や加入内容の変更・脱退などにつきましては、団体窓口へお問い合わせください。

支払に関する補足説明

契約概要〈4〉支払われる保険金（保障の内容）に記載の「がん〔悪性新生物〕」「急性心筋梗塞」「脳卒中」「手術」、契約概要〈5〉保険金の受取人、保険金の請求などに記載の「代理請求人」について、以下のとおり補足説明します。

●対象となるがん〔悪性新生物〕、急性心筋梗塞、脳卒中

がん 〔悪性新生物〕	生まれて初めて所定のがん〔悪性新生物〕になったと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。ただし、次の3点は該当しません。 × 上皮内新生物（病変が上皮内に限定しているもの） 例：子宮頸部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成、食道上皮内がん、非浸潤（ひしんじゅん）がん ただし、結腸または直腸の粘膜がんは上皮内新生物には含まず、がん〔悪性新生物〕と同じ取扱いとなります。 × 悪性黒色腫以外の皮膚がん 例：有棘（ゆうきょく）細胞がん・ボーエン病・基底細胞がん、外耳道がん × 加入日から起算して90日以内に診断確定されたがん〔悪性新生物〕
急性心筋梗塞	所定の急性心筋梗塞（※1）により、次のいずれかに該当されたとき。 〈1〉急性心筋梗塞の治療を直接の目的とした公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定められた手術（冠動脈形成術、冠動脈ステント留置術等）を受けられたとき 〈2〉初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態（※2）が継続したと医師によって診断されたとき （※1）虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞とします。（狭心症等を除きます。） （※2）軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
脳卒中	所定の脳卒中（※3）により、次のいずれかに該当されたとき。 〈1〉脳卒中の治療を直接の目的とした公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定められた手術（頭蓋内血腫除去術等）を受けられたとき 〈2〉初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき （※3）くも膜下出血・小脳出血・脳溢血（のういつけつ）・脳動脈瘤破裂・脳出血・脳室出血・脳血管破裂・脳血栓・脳塞栓（のうそくせん）・脳梗塞・小脳梗塞 など

●手術

対象となる手術は下記をすべて満たすものをいいます。

- 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とした手術であること
- 公的医療保険制度において保険給付の対象となる、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている手術であること
- 「医療法」に定める日本国内にある病院または診療所およびこれらと同等とみなされる日本国外にある医療施設において受けた手術であること

※将来、公的医療保険制度の改正が行われたときは、保険金の支払事由を変更することがあります。

次ページに続く

●代理請求人

○代理請求人は請求時において次に該当する方です。最も先順位の方が請求することができます。なお、同順位の方が2名以上いるときは、いずれか1名が請求してください。

1. 加入者の戸籍上の配偶者
2. 加入者の子（子がないときは、その直系卑属とします）
3. 加入者の父母
4. 加入者の祖父母
5. 加入者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がないときは甥姪（おいめい）とします）
6. 加入者と同居し、または加入者と生計を一にしている加入者の3親等内の親族
7. 加入者と同居し、または加入者と生計を一にしている前号（6号）に掲げる以外の者
8. 加入者の療養看護に努め、または加入者の財産管理を行っている者
9. その他前2号（7、8号）に掲げる者と同等の特別な事情がある者

○先順位の方がいない場合または保険金を請求できない事情がある場合等は、次順位の方が請求できます。

○代理請求人からの請求に基づいて保険金が支払われた場合、改めて加入者にその旨の連絡は行われません。したがって、保険金が支払われたことについて代理請求人と団体しか知らない状況で、以後の保障が終了することがあります。

○保険金が支払われた後で、加入者から保障内容等について団体および引受保険会社に照会があったときは、保険金が支払われている旨を回答せざるを得ない場合があります。

詳細

支払に関する補足説明のより詳しい内容については、後述の「住友生命からのお知らせ」に記載の住友生命ホームページ『保険金等支払関係の主な約款規定（抜粋）』にも掲載していますので、ご参照ください。

住友生命からのお知らせ

保険金・給付金のご請求もれはございませんか？

この商品以外にも**保険金・給付金**をお受け取りいただける可能性がございます。
ご請求に際してはご請求もれのないよう、**保障内容を十分にご確認**ください！



加入者本人が請求できなくても

**保険金をお受け取り
いただける場合があります！**

例えば団体3大疾病保障保険では、傷害または疾病によりご請求の意思表示ができない、疾病名の告知を受けていない等により保険金をご請求できないときは、代理請求人が加入者の代理人として保険金をご請求できる場合があります。



保障内容を
ご家族の方等
にお伝えください！



詳細は下記の住友生命ホームページ『団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック』に掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.sumitomolife.co.jp/corporative/service/step.html>



■保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金のご請求は、勤務先の会社等を通じてのお手続きとなります。

「支払事由」に該当する可能性がある場合は、勤務先の会社等に申し出てください。

ご不明な点がございましたら、契約者（団体）の事務担当者に確認いただくか、以下へお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル(団体保険支払室)

0120-307191

【受付時間】

月曜日～金曜日午前9時～午後5時
(祝日・12月31日～1月3日を除く)

あなたの未来を強くする



住友生命

保険金が支払われる場合または 支払われない場合の具体的な事例

事例1 加入日（脳卒中・急性心筋梗塞の場合）

脳卒中と急性心筋梗塞を原因とする3大疾病保険金は、
それらの原因となる病気の発病日が、加入日以後の場合に支払われます。

○ 支払われる場合

加入日以後に脳卒中の原因となる病気を
発病した場合



加入日以後に脳卒中の原因となる病気を発病し、かつ、
脳卒中の治療を直接の目的とした手術を受けられた場合
または初診日から起算して60日以上、言語障害等
の他覚的な神経学的後遺症が継続していた場合、
支払われます。

✕ 支払われない場合

加入日より前に脳卒中の原因となる病気を
発病していた場合



脳卒中の治療を直接の目的とした手術を受けられた
場合または初診日から起算して60日以上、言語障害等
の他覚的な神経学的後遺症が継続していた場合でも、
加入日より前に脳卒中の原因となる病気を発病して
いるため、支払われません。

解説

脳卒中・急性心筋梗塞については、加入日（保障開始日）より前に発生した疾病を原因とする場合には、
支払われません。

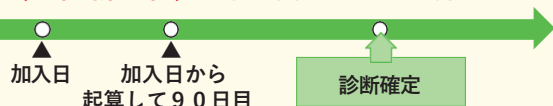
事例2 加入日から90日以内のがん〔悪性新生物〕

がん〔悪性新生物〕を原因とする3大疾病保険金は、加入日から起算して90日経過後に、
生まれて初めてがん〔悪性新生物〕と診断確定（※）された場合に支払われます。

※診断確定とは、医師によって「病理組織学的所見（生検）等により診断確定された」ことを指します。

○ 支払われる場合

加入日から起算して90日経過後に生まれて初め
てがん〔悪性新生物〕と診断確定された場合



加入日から起算して90日経過後にがん〔悪性新生物〕
と診断確定されているため、支払われます。

✕ 支払われない場合

加入日から起算して90日以内に生まれて初めて
がん〔悪性新生物〕と診断確定された場合



加入日から起算して90日以内に診断確定されている
ため、支払われません。

解説

生まれて初めて、がん〔悪性新生物〕になったと診断確定された場合に、3大疾病保険金が支払われます。
ただし、加入日（保障開始日）から起算して90日以内に診断確定された場合は支払われません。

事例3 給付対象となるがん〔悪性新生物〕

3大疾病保険金は、がん〔悪性新生物〕、急性心筋梗塞、脳卒中と医師に診断され、約款所定の状態に該当する場合に支払われます。以下では、がん〔悪性新生物〕について説明します。

○ 支払われる場合

「乳がん」と診断され、病理組織診断の結果、**“上皮内新生物以外のがん”**と診断確定された場合

病理組織診断結果

上皮内新生物以外のがん

上皮内新生物以外のがん〔悪性新生物〕ですので、支払われます。

✕ 支払されない場合

「乳がん」と診断され、病理組織診断の結果、**“上皮内新生物”**と診断確定された場合

病理組織診断結果

上皮内新生物

上皮内新生物は約款で**支払対象から除外**されているため、支払われません。

がん〔悪性新生物〕ではあるものの、**悪性黒色腫以外の皮膚がん**と診断確定された場合

病理組織診断結果

悪性黒色腫以外の皮膚がん

悪性黒色腫以外の皮膚がんは約款で**支払対象から除外**されているため、支払われません。

解説

がん〔悪性新生物〕と医師により診断確定され、約款所定の要件に該当した場合には、3大疾病保険金が支払われます。なお、次のがんは支払われません。

- ・上皮内新生物(子宮頸部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成、食道上皮内がん、非浸潤がんなど、病変が上皮内に限定しているものをいいます。ただし、結腸または直腸の粘膜がんは上皮内新生物には含まず、がん〔悪性新生物〕と同じお取扱いとなります)
- ・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん
- ・生まれて初めて診断確定されたがん〔悪性新生物〕でないもの
- ・加入日（保障開始日）から起算して90日以内に診断確定されたもの

ご留意いただきたいケース



支払対象となります。

- 「症状が軽快して退院されている場合」でも、その後の症状の経過によっては、支払対象となる場合があります。

ケース1 急性心筋梗塞

仕事中に突然胸痛が発生、病院で「急性心筋梗塞」の診断を受けましたが、手術施行もなく、その後リハビリを経て軽快退院しました。しかしながら、その後も自宅療養状態が継続し、初診日から60日経過時点でも、「仕事は控えるように」と主治医から指示を受けました。



急性心筋梗塞を発症後、軽快退院したものの、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、「労働の制限を必要とする状態」が継続したと医師によって診断されたため、支払対象となります。

- 「発症時には支払要件に該当しなかった場合」でも、傷病の再発等により、支払対象となる場合があります。

ケース2 脳卒中

頭痛を発症し、病院で受診したところ「未破裂の脳動脈瘤」があると診断され、入院・手術を経て退院しました。しかしながら、その2年後に脳動脈瘤が破裂したため入院し、発症から60日経過時点でも、「右半身麻痺(まひ)」が認められる」と医師に診断されました。



「未破裂脳動脈瘤」については支払対象となる疾病ではないため、支払対象とはなりませんが、その後の「脳動脈瘤の破裂(=脳出血)」は約款所定の脳卒中に該当し、初診日から起算して60日以上、「まひ」(他覚的な神経学的後遺症)が継続したと医師によって診断されたため、支払対象となります。

- 「発症時には支払要件に該当しなかった場合」でも、傷病の再発等により、支払対象となる場合があります。

ケース3 がん〔悪性新生物〕

不正出血により、病院で受診したところ、「子宮頸がん：上皮内新生物」との診断を受け、13日間の入院・手術を経て退院しました。しかしながら、その2年後に病院で「卵巣がん」と診断され入院し、手術を受けました。



子宮頸がんについては、支払対象外と定められている事項の一つである「上皮内新生物」に該当するため、支払対象とはなりませんが、その後の「卵巣がん」については、支払対象となります。



支払対象とはなりません。

ケース4 がん〔悪性新生物〕

胸にしこりがあることに気付き、病院で受診したところ乳がんと診断されました。更に精密な検査(病理組織診断)を実施した結果、非浸潤性(ひしんじゅんせい)の乳管がん(=がん細胞が乳管の中だけにとどまっている状態)であることが判明しました。



非浸潤性の乳管がんは、支払対象外と定められている事項の一つである「上皮内新生物」に該当するため、支払対象とはなりません。

- ・ 上記内容は、代表的なケースとして記載したものです。最終的な支払可否につきましては、約款に基づき決定されます。
- ・ 保険金の支払事由の詳細は約款に定められており、約款所定の条件を満たすことが必要です。

自由選択グループ保険

無配当団体定期保険

お手頃な保険料で
万一に備えられる。

団体定期保険
ご案内動画を
Webで公開中！



この保険は福利厚生制度の一環です。

加入コースと保険料は巻末をご覧ください

この保険のポイント



お手頃な保険料

まとまった人数で加入することにより、お手頃な保険料で保障が準備できます。

例えば病気で死亡されたとき

保険金額300万円の場合

保険料例（概算保険料月額）

男性30歳 159円 女性30歳 132円



毎年見直し可能

ライフステージの変化に合わせて、毎年保障額の見直しができます。



入院保障が選べます

入院に関する保障をニーズに合わせて追加できます。



医師の診査は不要

医師の診査はなく、告知事項に該当がなければお申込みいただけます。



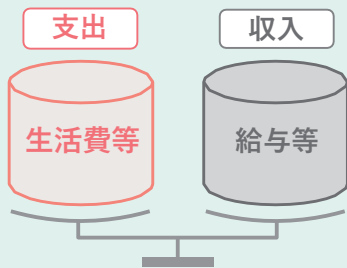
生命保険料控除の対象

保険料は生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の税額が軽減されます。

無配当団体定期保険

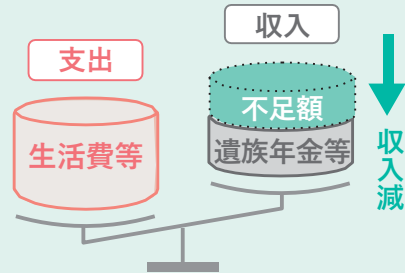
生活資金の不足額を考えたことはありますか？

現在は、支出と収入の
バランスが取れています。



亡くなられたときは、残されたご家族の
支出と収入のバランスが崩れ、
「不足額」が生じます。

しかし



支出 生活費、教育費等

収入 遺族年金、預貯金等

生活資金の不足額

収入を上回る支出が
生活資金の不足額
となります

※教育費…文部科学省 令和3年度「子供の学習費調査」、
「令和5年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均
額（定員1人当たり）の調査結果について」、令和5年度
「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」、株
式会社日本政策金融公庫 令和3年度「教育費負担の実態
調査結果」からすべて国公立・塾あり・下宿なしの前提
で推計

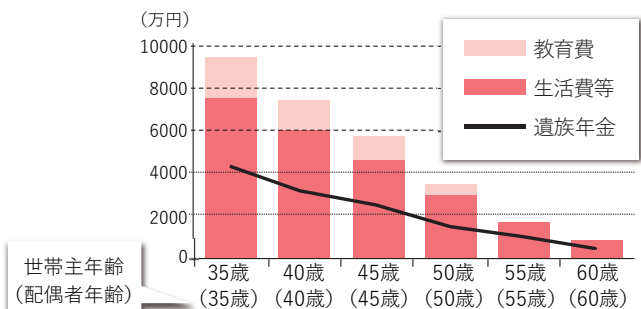
※生活費…総務省統計局2023年「家計調査」から東京都の
平均生活費を推計

※遺族年金…記載の内容（金額）は2024年10月現在の制度
によります（2024年度価格）。
今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあ
ります。

配偶者が老齢基礎年金を受け取れる年齢（65歳）までの生活資金の不足額

【ご家族構成】

・世帯主（男性・35歳） ・配偶者（女性・35歳） ・お子さま2人（5歳・3歳）
22歳時に厚生年金加入。
平均標準報酬額39.6万円



	生活費等	7560	6060	4560	3060	1560	780
	教育費	1743	1526	1142	490	—	—
①	支出合計	9303	7586	5702	3550	1560	780
②	遺族年金	4326	3441	2556	1694	1100	550
①－②	不足額	4977	4145	3146	1856	460	230

（単位：万円）

不足額を保険で準備しましょう。

団体定期保険の活用術 団体定期保険を活用することで、不足額の一部を準備できます。

団体定期保険で準備する部分

ベースとなる死亡または高度障害の保障等の
一部をお手頃な保険料・簡単なお手続きで準
備できます。

個人保険で準備する部分

就労不能・介護や教育費用に関する保障等、
さまざまなリスク対策ができる個人保険で、
残りの不足額をカバーできます。

万が一（死亡）の際の費用が心配。備えておきたいところです。

☒ 遺族の生活に対する不安 （複数回答：上位2項目）

遺族の
日常生活資金が
不足する

43.5%

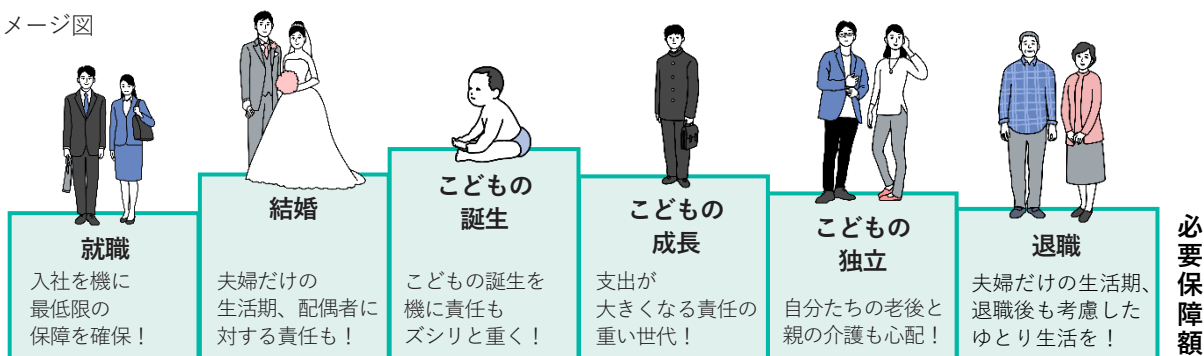
遺族年金等の
公的保障だけでは
不十分

44.1%

出典：公益財団法人生命保険文化センター
2022(令和4)年度「生活保障に関する調査」に基づき
住友生命にて作成

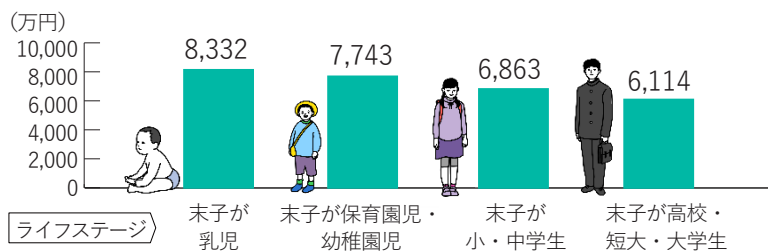
ライフステージによって変化する必要保障額

イメージ図



世帯主が万が一（死亡）の場合の家族の必要生活資金

世帯主に万が一（死亡）のことがあった場合に、
残された家族の必要生活資金を尋ねたアンケート結果



年齢や家族構成等に応じて、
また、身のまわりの様々な
リスクを想定して、
保障を準備しましょう。

出典：生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」に基づき
住友生命にて作成

参考 お子さまの教育費

お子さまの成長とともに、教育費もふくらみます。

たとえば 公立小・中学校（塾あり）→私立高校（塾あり）→
私立大学（文法政経商系・昼間部・自宅通学）の場合

約1,161万円

出典：文部科学省 令和3年度「子供の学習費調査」、「令和5年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額（定員1人当たり）の調査結果について」、令和5年度「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」、株式会社日本政策金融公庫 令和3年度「教育費負担の実態調査結果」から住友生命にて推計



本パンフレットについて

お申込みにあたって、商品内容や生命保険に関する基本的な内容（諸制度や手続き等）をご理解いただくために、ご案内しています。

無配当団体定期保険

契約概要

▶ P19

個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

- ・商品のしくみと特徴
- ・主な支払事由と制限事項
- ・保険金額、保険料、保険期間 等

注意喚起情報

▶ P22

生命保険一般についての基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

- ・告知義務制度
- ・保障の開始時期
- ・保険金などが支払われない場合 等

支払に関する補足説明

▶ P25

保険金などが支払われる際の事例や各保障内容の詳細を記載しています。

- ・保障内容の補足説明
- ・保険金などの支払の具体例 等

◆ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、本パンフレットをご覧ください。保障内容、保険料、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

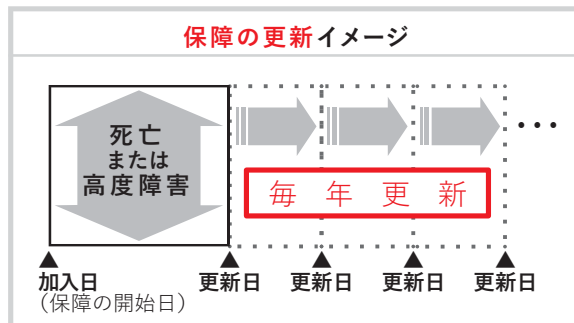
◆パンフレット保管のお願い

ご加入内容の確認が必要な時にいつでも参照できるように、次回更新時まで本パンフレットを必ず保管してください。

契約概要

〈1〉団体定期保険のしくみ

- 団体の所属員などに死亡または高度障害等の保障をご準備いただくため、団体が契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。福利厚生制度の変更などによって、契約内容が変更されたり、制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 加入対象者の中で、加入を希望される方がお申込みできます。保険料は加入者にご負担いただきます。
- 保険期間は1年ですが、加入対象者である限り、自動更新（継続）されます。現行の保障内容と同額以下で継続する場合は、健康状態の告知は不要です（増額する場合は、告知が必要です）。



〈2〉加入対象者 ※更新日時点の年齢です。

〔本人〕

NEC ネットエスアイ株式会社、NEC ネットエスアイ・サービス株式会社の常勤役員・顧問・従業員（他社への出向者含む）・嘱託（定年後の再雇用者含む）で
新規加入・増額は満14歳6か月超
65歳6か月以下
継続加入は満75歳6か月以下の方

〔配偶者〕

本人の戸籍上の配偶者で
新規加入・増額は満18歳以上
65歳6か月以下
継続加入は満75歳6か月以下の方

〔お子さま〕

満2歳6か月超22歳6か月以下の方

※ お子さまの範囲は、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定（主として本人により生計を維持するもの）を準用します。



加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細

契約概要 加入に際しての留意事項

▶ P21

〈3〉更新日、加入日（保障開始日）、保険期間

〔更新日〕 4月1日

※お申し出がない場合には、毎年更新日に自動更新されます。

〔加入日（保障開始日）〕 4月1日

〔保険期間〕 更新日から 2027年3月31日までの1年間

〈4〉支払われる保険金など（保障の内容）

基本保障／以下の保障がセットとなります。

保険金	支払対象となる場合	名称
死亡保険金 (注1)	加入者が保険期間中に、死亡されたとき	本人・配偶者：主契約 お子さま：団体定期保険こども特約
高度障害保険金 (注1)	加入者が保険期間中に、加入日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態（※）になられたとき	本人・配偶者：主契約 お子さま：団体定期保険こども特約

(注1) 死亡保険金または高度障害保険金はいずれか一方が支払われた時点でその加入者の保障が終了します。なお、配偶者およびお子さまが加入されている場合には、本人の保障が終了したとき、配偶者およびお子さまの保障も自動的に終了します。

追加保障／基本保障に加入される場合に、以下の保障がセットになった追加保障をお申込みいただけます。

給付金	支払対象となる場合	名称
災害入院給付金 (注2)	加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発生した不慮の事故(※)による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に入院(※)を開始され、継続して2日以上入院されたとき	本人・配偶者： 団体定期保険入院保障特約 お子さま： 団体定期保険こども入院保障特約
疾病入院給付金 (注2)	加入者が保険期間中に、特約の加入日以後に発病した疾病を直接の原因として、継続して2日以上入院されたとき	本人・配偶者： 団体定期保険入院保障特約 お子さま： 団体定期保険こども入院保障特約
入院保障充実給付金(注3)	災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をされたとき	本人・配偶者： 団体定期保険入院保障特約 お子さま： 団体定期保険こども入院保障特約

(注2) 1回の入院の支払日数は災害入院・疾病入院で各120日を限度（更新前の支払日数を含む）、また災害入院・疾病入院を通算して1000日を限度とします。なお、通算支払日数が1000日に達したときは、それ以降入院された場合、入院保障充実給付金も支払われません。

(注3) 継続した1回の入院につき入院給付日額の5倍の金額が一時金として支払われます。

(※) 「高度障害状態」「不慮の事故」「入院」についての詳細は支払に関する補足説明をご確認ください。

詳細

支払に関する補足説明

▶ P25

特約の名称について、本パンフレットの他の文中においては「団体定期保険」を省略して記載しています。



保険金などが支払われない場合がありますので、必ずご確認ください。

詳細

注意喚起情報 [5] 保険金などが支払われない場合について

▶ P23

～ライフプランに合わせて保障の見直しができるよう、さまざまなコースをご用意しております～

加入コースと保険料は **巻末** をご確認ください

〈5〉受取人

加入者が指定された方（お子さまの保険金受取人は契約概要〈2〉加入対象者に記載の〔本人〕となります。）

※高度障害保険金および給付金は保障の対象となる方が受取人です。

〈6〉 配当金

無配当団体定期保険のため、配当金はありません。

〈7〉 脱退による返戻金

この制度には、加入者が脱退された場合の返戻金はありません。

詳細

注意喚起情報 [4] この制度から脱退する場合について

▶ P22

〈8〉 引受保険会社

この制度の引受保険会社は住友生命保険相互会社です。

〈9〉 保険料の払込み

毎月の給与から控除されます。

加入に際しての留意事項



- 加入対象者ではない方は加入できません。
- 万一、加入者が加入対象者ではないことが判明したときには、保険金などの支払対象となる場合に該当されていても、保険金などは支払われません。
- この制度における保険金の支払いが特に多い場合、割増保険料が加算されたり、加入できる保険金額が制限される場合があります。
- 追加保障のみの加入はできません。必ず基本保障とセットで加入してください。
- 満65歳6か月を超えて継続加入される方は、現行の保障内容から増額することはできません。また、新たに追加保障に加入することはできません。
- 配偶者、お子さまが加入される場合は、以下の点にご留意ください。
 - ・ 配偶者、お子さまのみで加入することはできません。（本人の加入が必要です。）
 - ・ 本人より高い保障内容のコースには加入できません。
 - ・ 追加保障に加入される場合には、必ず本人も追加保障に加入してください。
 - ・ 加入対象となるお子さまは、同一の保障内容で、全員お申込みください。
 - ・ お子さまの入院給付日額は、本人が加入した入院給付日額の6割以下としてください。

加入対象者について

契約概要 〈2〉 加入対象者

▶ P19

税務について

※個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、2024年10月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

- 加入者が負担した保険料はそれぞれ以下の生命保険料控除の対象となり、所得税および住民税が軽減されます。

【主契約・こども特約保険料】

一般生命保険料控除

【入院保障特約・こども入院保障特約保険料】

介護医療保険料控除

- 保険金受取人が法定相続人である場合は「500万円×法定相続人数」まで相続税が非課税となります。
 - ※配偶者またはお子さまについての死亡保険金を本人が受け取られた場合は一時所得となります。
 - ※配偶者の保険金受取人を本人以外に指定した場合、贈与税が課税されることがあります。
- 高度障害保険金および給付金を加入者自身が受け取られた場合は全額非課税となります。

注意喚起情報

※お申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。
※生命保険一般についての基本的な内容や制度などを記載しています。個別の保障内容は「契約概要」に記載しておりますのでご確認ください。
※増額を申し込む場合は、本文中の「加入」を「増額」と読み替えてください。

[1] 申込み時／クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は団体（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

[2] 申込み時／告知に関する重要事項について

◎健康状態などについてありのままを正しくお知らせください（告知義務）

加入申込者には、現在および過去の健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。加入申込時に告知欄に反映いただいた内容が告知となります。

- ・生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。
- ・初めから健康状態の良くない方などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。
- ・加入のお申込みにあたっては、加入申込時に告知欄で生命保険会社がたずねることについて、過去の病歴、現在の健康状態など、事実をありのままに正しくお知らせ（告知）ください。

※同時に配偶者やお子さまが加入される場合には、告知に関する各重要事項について、全員に内容を周知してください。

※告知事項に該当しない場合でも、生命保険会社が保有するお客さま情報により加入できない場合があります。

◎口頭で伝えられても告知いただいたことにはなりません

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）および契約者である団体の事務担当者などには告知を受ける権限がないため、口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことにはなりません。告知にあたっては、加入申込時に告知事項を必ずご確認ください、確認した結果を告知欄に反映してください。



◎正しく告知されないと保険金などが支払われない場合があります

告知していただくことがらは、加入申込時の告知事項に記載されています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」として保険金などが支払われないことがあります。

※なお、上記の場合以外にも、加入時の状況などにより保険金などが支払われない場合があります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大なときは、詐欺による取消しを理由として保険金などが支払われないことがあります。

この場合、以下の取扱いとなります。

- ・告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなることがあります。
- ・すでに払い込んだ保険料は返金されません。

[3] 申込み時／責任開始期について

ご提出いただいた加入申込内容に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である団体の事務担当者などには、保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

[4] 加入後／この制度から脱退する場合について

■死亡された場合、高度障害保険金が支払われた場合、または以下に該当された場合、この制度から脱退となります。

【本人】

加入対象者ではなくなった場合

【配偶者・お子さま】

本人が脱退された場合

離婚や扶養関係がなくなるなどで加入対象者ではなくなった場合（※）

（※）保険期間中に加入対象でなくなったお子さまは、保険期間最終日まで継続できます。

■2年以上継続加入されていた加入者が所定の条件を満たし脱退する場合、脱退日から1か月以内であれば、告知や診査を省略して住友生命が指定する個人保険（養老保険）に加入できます。（保険料や保障内容などはこの制度とは異なります。）なお、脱退時の年齢等によっては、加入できない場合がありますので、検討にあたっては団体の事務担当者または注意喚起情報 [9] 諸制度／契約に関する相談・照会・苦情窓口についてに記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。

[5] 請求時／保険金などが支払われない場合について

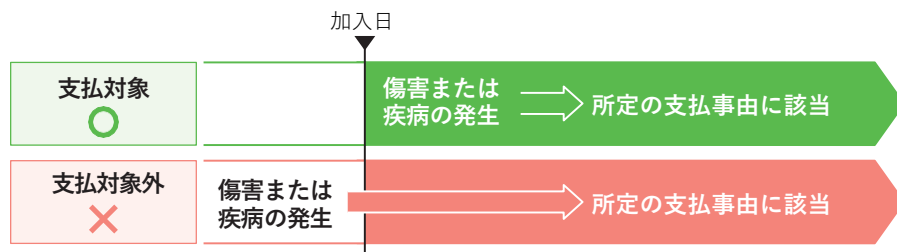


次のような場合には、**保険金などが支払われないことがあります。**

(保険金などを途中で増額された場合は、増額部分にも適用されます。)

■ 加入日（保障開始日）前の傷害または疾病を原因とする場合

高度障害保険金等の支払いは、所定の支払事由の原因となる傷害または疾病が加入日以後に生じた場合に限りです。原因となる傷害または疾病が加入日より前に生じていた場合は、支払いの対象となりません。ただし、入院保障特約およびこども入院保障特約においては、加入日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、加入日以後に生じた原因による入院とみなします。



■ 契約者または加入者が告知した内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除となった場合

■ 契約者または加入者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなった場合、または、契約者または加入者に保険金などを不法に取得する目的があつて、保険契約の全部またはその加入者の部分が無効となった場合

※これらの場合、すでに払い込んだ保険料は返金されません。

■ 契約者、加入者または保険金（給付金）受取人が、保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となった場合

■ 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合

■ 下記免責事由に該当した場合

[死亡保険金または高度障害保険金]

- ・ 加入日から1年以内における自殺による死亡。ただし、心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときには、支払われる場合があります。
- ・ 契約者または保険金受取人の故意による死亡または高度障害
- ・ 加入者の故意による高度障害
- ・ 戦争その他の変乱による死亡または高度障害

[その他の保険金・給付金]

- ・ 加入者または契約者の故意または重大な過失によるとき
- ・ 保険金（給付金）受取人の故意または重大な過失によるとき
- ・ 加入者の犯罪行為によるとき
- ・ 加入者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
- ・ 加入者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ・ 加入者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中も含みます）運転している間に生じた事故によるとき
- ・ 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ・ 加入者の薬物依存によるとき（入院保障特約・こども入院保障特約のみ）
- ・ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

その他事例

保険金などが支払われる場合または支払われない場合の具体的な事例

▶ P27

[6] 請求時／保険金・給付金をもれなく請求していただくために

- 加入者からの請求に応じて、保険金・給付金が支払われますので、保険金・給付金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、団体の事務担当者または後述の「住友生命からのお知らせ」に記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。
- 保険金・給付金の支払事由が生じた場合、他の保険契約のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金の支払事由にも該当することがありますので、ご確認ください。
- 保険金・給付金の円滑な請求のためにも、受取人に、事前にご契約内容についてのご説明をお願いします。

[7] 諸制度／生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された**保険金額などが削減されることがあります。**
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

<生命保険契約者保護機構>

- 電話番号：03-3286-2820
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

[8] 諸制度／生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

[9] 諸制度／契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル（法人サービス室）

0120-357224

【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・12月31日～1月3日を除く）

お問い合わせの際には下記証券番号・契約者名、加入者の方は被保険者番号もお伝えください。

- 証券番号： 590000243
- 契約者名： NECネットエスアイ株式会社

申込手続き完了後の各種資料の配付や加入内容の変更・脱退などにつきましては、団体窓口へお問い合わせください。

支払に関する補足説明

契約概要 〈4〉支払われる保険金など（保障の内容）に記載の「高度障害状態」「不慮の事故」「入院」について、以下のとおり補足説明します。

●高度障害状態【具体的事例】

- 〔1〕完全な両眼の失明のほか、眼鏡やコンタクトレンズなどを用いても両眼の各視力が0.02以下の場合
- 〔2〕声帯すべてをてき出した場合や音声言語による意思疎通が不可能となった場合
あご・歯・舌の障害等のため流動食以外のものがまったく摂取できない状態となった場合
- 〔3〕中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、特別な器具等を用いても（杖歩行やスプーン等を用いての食事など）下記〈1〉～〈7〉すべてが自分ではできず、常に他人の介護を要する場合

〈1〉食物摂取 〈2〉排便・排尿 〈3〉排便・排尿の後始末 〈4〉衣服着脱 〈5〉起居 〈6〉歩行 〈7〉入浴
- 〔4〕両腕について、手首以上で切断したか、手の3大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなった場合
- 〔5〕両足について、足首以上で切断したか、足の3大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
- 〔6〕片方の腕について手首以上で切断し、かつ、片方の足を足首以上で切断または片方の足の3大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
- 〔7〕片方の手の3大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなり、かつ、片方の足を足首以上で切断した場合

※高度障害状態とは「回復の見込みがない状態」であることが必要ですので、一時的に上記の状態に該当したとしても、**回復の見込みがある場合は、高度障害状態には該当しません**

●不慮の事故【主な例】

- 自動車・鉄道・その他道路交通機関による事故
- 航空機・水上交通機関による事故
- 医薬品・ガス等による中毒
- 火災および火焰（かえん）による事故
- 墜落
- 治療上の事故および治療処置後の合併症（治療の原因が疾病によるものを除く）

次ページに続く

●入院【ご留意いただきたい点】

[支払対象となる入院]

- 「入院」とは医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。単なる覚醒・休養等を目的として診療室等にあるベッドを利用しても入院とはなりません。
- 支払対象となる入院は、治療を直接の目的として「医療法」に定める日本国内にある病院または診療所およびこれらと同等とみなされる日本国外にある医療施設において入院された場合に限り、ます。
- 特約の加入日前の傷害または疾病を原因として入院された場合でも、特約の加入日から起算して2年を経過した後に開始した入院は、特約の加入日以後に生じた原因による入院とみなします。

[入院保障充実給付金]

- 災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院を2回以上された場合でも、その入院が継続した1回の入院とみなされる場合は、1回のみ支払われます。
- 災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われるときのみ支払われます。

[その他ご留意いただきたい点]

- 入院保障特約・こども入院保障特約の保障対象は入院に限られます。
- 入院給付金の支払対象となった入院の退院日の翌日から180日以内に入院された場合は、**原因を問わず継続した1回の入院とみなします。**ただし、災害による入院と疾病による入院は別入院とみなします。
- 災害入院給付金と疾病入院給付金は重複して支払われません。災害入院と疾病入院が重複している入院期間は、災害入院給付金が優先して支払われます。
- 次の入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
 - 〈1〉不慮の事故以外の外因による傷害を原因とした入院
 - 〈2〉不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日を経過して開始した入院
 - 〈3〉分娩のための入院（異常分娩を直接の原因とする公的医療保険制度の給付対象となる入院に限り、ます。）

詳細

支払に関する補足説明のより詳しい内容については、後述の「住友生命からのお知らせ」に記載の住友生命ホームページ『保険金等支払関係の主な約款規定（抜粋）』にも掲載していますので、ご参照ください。

住友生命からの お知らせ

保険金・給付金のご請求もれはございませんか？

この商品以外にも**保険金・給付金**をお受け取りいただける可能性があります。
ご請求に際してはご請求もれないよう、**保障内容を十分にご確認**ください！

詳細は下記の住友生命ホームページ『団体保険における死亡保険金・入院給付金などの
手続きとお支払いガイドブック』に掲載していますので、ご参照ください。

<https://www.sumitomolife.co.jp/corporative/service/step.html>



保障内容を
お受取人の方
にお伝えください！



あなたの未来を強くする



住友生命

■保険金・給付金のご請求について

保険金・給付金のご請求は、勤務先の会社等を通じてのお手続きとなります。「支払事由」に該当する可能性がある場合は、勤務先の会社等に申し出てください。ご不明点がございましたら、契約者（団体）の事務担当者に確認いただくか、以下へお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル(団体保険支払室)

0120-307191

【受付時間】

月曜日～金曜日午前9時～午後5時(祝日・12月31日～1月3日を除く)

保険金などが支払われる場合または 支払われない場合の具体的な事例

事例1 高度障害保険金の支払い【高度障害状態】

高度障害保険金は、高度障害状態になられた場合に支払われます。

○ 支払われる場合

加入後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服の着脱・起居・歩行・入浴のすべてにおいて、**自力では全く不可能で、かつ回復の見込みがない**場合。

終身常に介護を要する状態に該当しますので、支払われます。

✕ 支払われない場合

「脳梗塞」の後遺症として半身のまひが生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも自力で不可能ではあるものの、**もう片方の半身は正常に動くため、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える**場合。

終身常に介護を要する状態に該当しないため、支払われません。

事例2 死亡保険金の支払い【告知義務違反による解除】

加入の際に、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、その加入者に対する部分は告知義務違反のため解除となり、死亡保険金が支払われないことがあります。

詳細

注意喚起情報 [2] 告知に関する重要事項について

▶ P22

○ 支払われる場合

加入前の「肝炎」での通院について、告知書で**正しく告知せず**に加入したが、加入半年後に「肝炎」とは**因果関係のない「胃がん」で死亡**した場合。

告知義務違反の対象となった事実と、死因との間に、因果関係がないため、死亡保険金が支払われます。

✕ 支払われない場合

加入前の「肝炎」での通院について、告知書で**正しく告知せず**に加入し、加入半年後に「肝炎」を**原因とする「肝がん」で死亡**した場合。

告知義務違反のため解除となり、死亡保険金は支払われません。

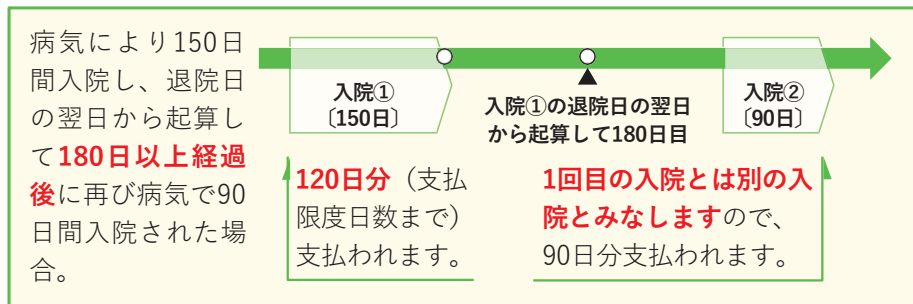
解説

加入する際には、正確に告知していただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、その加入者に対する部分は解除となり、死亡保険金は支払われません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に、因果関係が認められない場合には、死亡保険金が支払われます。

事例3 入院給付金の支払い【支払限度日数】

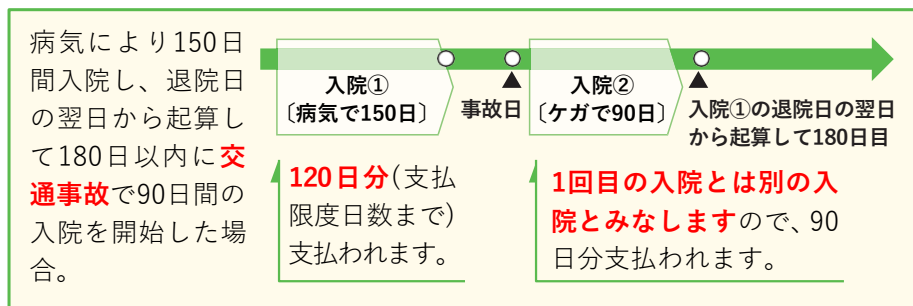
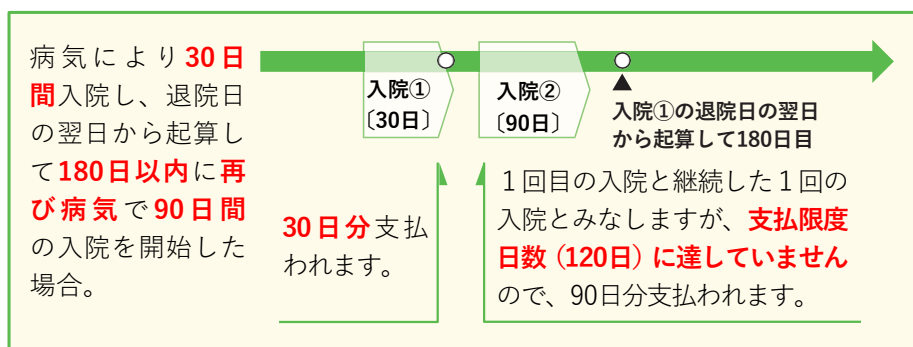
入院給付金は、入院日数が「1回の入院に対する支払限度日数」かつ「通算の支払限度日数」以内の場合に支払われます。

支払われる場合



解説

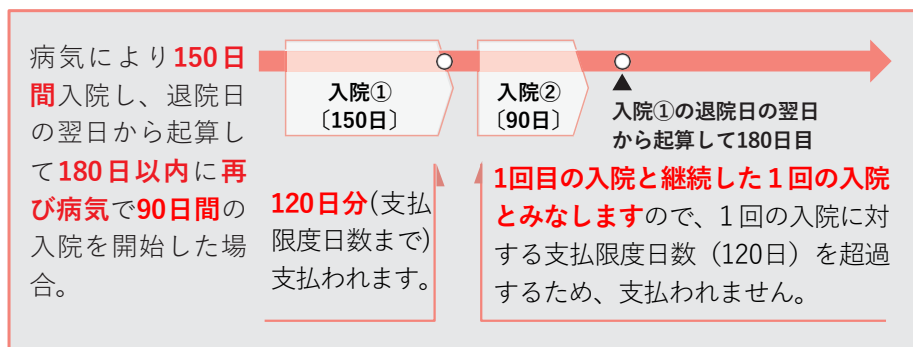
2回以上の入院をした場合、入院給付金の支払われた直前の入院の退院日翌日から起算して180日経過後に開始した入院は、1回目の入院とは別の入院とみなします。



解説

病気による入院とケガによる入院は、それぞれ別の入院とみなします。

支払われない場合



解説

2回以上の入院をした場合、入院給付金の支払われた直前の入院の退院日翌日から起算して180日以内に開始した入院は、原因を問わず継続した1回の入院とみなし、入院日数を合算します。この場合、支払限度日数(120日)に達するまで支払われますが、支払限度日数を超過した分は支払われません。なお、疾病による入院と不慮の事故による傷害を原因とした入院は、それぞれ別の入院とみなします。

事例4 入院保障充実給付金の支払い【給付対象となる入院】

入院保障充実給付金は、2回以上の入院をされた場合でも、「継続した1回の入院」とみなす場合は1回のみ支払われます。

支払われる場合

病気により入院し、退院日の翌日から起算して**180日以上経過後**に再び病気で入院された場合。

入院①
〔病気〕

入院①の退院日の翌日から起算して180日目

入院②
〔病気〕

入院保障充実給付金が支払われます。

1回目の入院とは別の入院とみなしますので、支払われます。

解説

2回以上の入院をした場合、入院給付金の支払われた直前の入院の退院日翌日から起算して180日経過後に開始した入院は、1回目の入院とは別の入院とみなします。

病気により入院し、退院日の翌日から起算して**180日以内に交通事故**で入院された場合。

入院①
〔病気〕

▲
事故日

入院②
〔ケガ〕

入院①の退院日の翌日から起算して180日目

入院保障充実給付金が支払われます。

1回目の入院とは別の入院とみなしますので、支払われます。

解説

病気による入院とケガによる入院は、それぞれ別の入院とみなします。

支払われない場合

病気により入院し、退院日の翌日から起算して**180日以内に再び病気**で入院された場合。

入院①
〔病気〕

入院②
〔病気〕

▲
入院①の退院日の翌日から起算して180日目

入院保障充実給付金が支払われます。

2回目の入院は1回目の入院と継続した1回の入院とみなしますので、支払われません。

解説

2回以上の入院をした場合、入院給付金の支払われた直前の入院の退院日翌日から起算して180日以内に開始した入院は、原因を問わず継続した1回の入院とみなし、入院①のみに対し、入院保障充実給付金が支払われます。なお、疾病による入院と不慮の事故による傷害を原因とした入院は、それぞれ別の入院とみなします。

加入コースと保険料（3大疾病グループ保険）

内容		保険金	本人・配偶者				
3大疾病により 所定の条件に 該当されたとき		3大疾病保険金	万円 500	万円 400	万円 300	万円 200	万円 100
概 算 保 険 料 月 額 ・ 円	15歳～35歳 H2.10.2～H23.10.1生	男性	1,095	876	657	438	219
		女性	1,180	944	708	472	236
	36歳～40歳 S60.10.2～H2.10.1生	男性	1,645	1,316	987	658	329
		女性	2,105	1,684	1,263	842	421
	41歳～45歳 S55.10.2～S60.10.1生	男性	1,795	1,436	1,077	718	359
		女性	2,555	2,044	1,533	1,022	511
	46歳～50歳 S50.10.2～S55.10.1生	男性	2,580	2,064	1,548	1,032	516
		女性	2,915	2,332	1,749	1,166	583
	51歳～55歳 S45.10.2～S50.10.1生	男性	3,680	2,944	2,208	1,472	736
		女性	3,510	2,808	2,106	1,404	702
	56歳～60歳 S40.10.2～S45.10.1生	男性	5,545	4,436	3,327	2,218	1,109
		女性	4,105	3,284	2,463	1,642	821
	61歳～65歳 S35.10.2～S40.10.1生	男性	8,115	6,492	4,869	3,246	1,623
		女性	5,260	4,208	3,156	2,104	1,052
	66歳～70歳 S30.10.2～S35.10.1生	男性	11,530	9,224	6,918	4,612	2,306
		女性	7,165	5,732	4,299	2,866	1,433
	71歳 S29.10.2～S30.10.1生	男性	14,075	11,260	8,445	5,630	2,815
		女性	8,490	6,792	5,094	3,396	1,698
	72歳 S28.10.2～S29.10.1生	男性	15,015	12,012	9,009	6,006	3,003
		女性	8,965	7,172	5,379	3,586	1,793
	73歳 S27.10.2～S28.10.1生	男性	16,005	12,804	9,603	6,402	3,201
		女性	9,465	7,572	5,679	3,786	1,893
	74歳 S26.10.2～S27.10.1生	男性	17,040	13,632	10,224	6,816	3,408
		女性	9,985	7,988	5,991	3,994	1,997
	75歳 S25.10.2～S26.10.1生	男性	18,130	14,504	10,878	7,252	3,626
		女性	10,525	8,420	6,315	4,210	2,105



■ **本パンフレットに記載の保険料は概算保険料です。**実際の保険料は、申込締切後に確定します。すでに保険料が給与から控除されている場合は、確定保険料との差額を精算します。

■ **保険料は毎年更新日に見直されます。**

■ 記載の年齢は、保険年齢を使用しています。保険年齢は、更新日現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数について6か月を超えるものは切り上げて、6か月以下のものは切り捨てます。



加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細

契約概要 加入に際しての留意事項

▶ P07

加入コースと保険料（自由選択グループ保険）

< 基本保障 >

内容		保険金	本 人					
			配偶者					
死亡されたとき、 または高度障害状態に なられたとき	死亡保険金 または 高度障害保険金	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
		4450	4000	3500	3000	2950	2500	2000

概 算 保 険 料 月 額 ・ 円	15歳～35歳 H2.10.2～H23.10.1生	男性	2,359	2,120	1,855	1,590	1,564	1,325	1,060
		女性	1,958	1,760	1,540	1,320	1,298	1,100	880
	36歳～40歳 S60.10.2～H2.10.1生	男性	2,670	2,400	2,100	1,800	1,770	1,500	1,200
		女性	2,448	2,200	1,925	1,650	1,623	1,375	1,100
	41歳～45歳 S55.10.2～S60.10.1生	男性	3,160	2,840	2,485	2,130	2,095	1,775	1,420
		女性	2,715	2,440	2,135	1,830	1,800	1,525	1,220
	46歳～50歳 S50.10.2～S55.10.1生	男性	4,005	3,600	3,150	2,700	2,655	2,250	1,800
		女性	3,338	3,000	2,625	2,250	2,213	1,875	1,500
	51歳～55歳 S45.10.2～S50.10.1生	男性	5,296	4,760	4,165	3,570	3,511	2,975	2,380
		女性	4,050	3,640	3,185	2,730	2,685	2,275	1,820
	56歳～60歳 S40.10.2～S45.10.1生	男性	7,076	6,360	5,565	4,770	4,691	3,975	3,180
		女性	4,806	4,320	3,780	3,240	3,186	2,700	2,160
	61歳～65歳 S35.10.2～S40.10.1生	男性	10,146	9,120	7,980	6,840	6,726	5,700	4,560
		女性	5,963	5,360	4,690	4,020	3,953	3,350	2,680
	66歳～70歳 S30.10.2～S35.10.1生	男性	14,463	13,000	11,375	9,750	9,588	8,125	6,500
		女性	7,654	6,880	6,020	5,160	5,074	4,300	3,440
	71歳 S29.10.2～S30.10.1生	男性	18,557	16,680	14,595	12,510	12,302	10,425	8,340
		女性	9,701	8,720	7,630	6,540	6,431	5,450	4,360
	72歳 S28.10.2～S29.10.1生	男性	20,381	18,320	16,030	13,740	13,511	11,450	9,160
		女性	10,680	9,600	8,400	7,200	7,080	6,000	4,800
	73歳 S27.10.2～S28.10.1生	男性	22,517	20,240	17,710	15,180	14,927	12,650	10,120
		女性	11,837	10,640	9,310	7,980	7,847	6,650	5,320
	74歳 S26.10.2～S27.10.1生	男性	25,009	22,480	19,670	16,860	16,579	14,050	11,240
		女性	13,083	11,760	10,290	8,820	8,673	7,350	5,880
	75歳 S25.10.2～S26.10.1生	男性	27,902	25,080	21,945	18,810	18,497	15,675	12,540
		女性	14,418	12,960	11,340	9,720	9,558	8,100	6,480

次ページに続く

< 基本保障 >

内容		保険金	本 人 ・ 配偶者							
死亡されたとき、 または高度障害状態に なられたとき		死亡保険金 または 高度障害保険金	万円 1500	万円 1400	万円 1200	万円 1000	万円 900	万円 800	万円 700	
概 算 保 険 料 月 額 ・ 円	15歳～35歳 H2.10.2～H23.10.1生		男性	795	742	636	530	477	424	371
			女性	660	616	528	440	396	352	308
	36歳～40歳 S60.10.2～H2.10.1生		男性	900	840	720	600	540	480	420
			女性	825	770	660	550	495	440	385
	41歳～45歳 S55.10.2～S60.10.1生		男性	1,065	994	852	710	639	568	497
			女性	915	854	732	610	549	488	427
	46歳～50歳 S50.10.2～S55.10.1生		男性	1,350	1,260	1,080	900	810	720	630
			女性	1,125	1,050	900	750	675	600	525
	51歳～55歳 S45.10.2～S50.10.1生		男性	1,785	1,666	1,428	1,190	1,071	952	833
			女性	1,365	1,274	1,092	910	819	728	637
	56歳～60歳 S40.10.2～S45.10.1生		男性	2,385	2,226	1,908	1,590	1,431	1,272	1,113
			女性	1,620	1,512	1,296	1,080	972	864	756
	61歳～65歳 S35.10.2～S40.10.1生		男性	3,420	3,192	2,736	2,280	2,052	1,824	1,596
			女性	2,010	1,876	1,608	1,340	1,206	1,072	938
	66歳～70歳 S30.10.2～S35.10.1生		男性	4,875	4,550	3,900	3,250	2,925	2,600	2,275
			女性	2,580	2,408	2,064	1,720	1,548	1,376	1,204
	71歳 S29.10.2～S30.10.1生		男性	6,255	5,838	5,004	4,170	3,753	3,336	2,919
			女性	3,270	3,052	2,616	2,180	1,962	1,744	1,526
	72歳 S28.10.2～S29.10.1生		男性	6,870	6,412	5,496	4,580	4,122	3,664	3,206
			女性	3,600	3,360	2,880	2,400	2,160	1,920	1,680
	73歳 S27.10.2～S28.10.1生		男性	7,590	7,084	6,072	5,060	4,554	4,048	3,542
			女性	3,990	3,724	3,192	2,660	2,394	2,128	1,862
	74歳 S26.10.2～S27.10.1生		男性	8,430	7,868	6,744	5,620	5,058	4,496	3,934
			女性	4,410	4,116	3,528	2,940	2,646	2,352	2,058
	75歳 S25.10.2～S26.10.1生		男性	9,405	8,778	7,524	6,270	5,643	5,016	4,389
			女性	4,860	4,536	3,888	3,240	2,916	2,592	2,268

次ページに続く

< 基本保障 >

内容	保険金	本 人 ・ 配偶者				
死亡されたとき、 または高度障害状態に なられたとき	死亡保険金 または 高度障害保険金	万円 600	万円 500	万円 400	万円 300	万円 200

概 算 保 険 料 月 額 ・ 円	15歳～35歳 H2.10.2～H23.10.1生	男性	318	265	212	159	106
		女性	264	220	176	132	88
	36歳～40歳 S60.10.2～H2.10.1生	男性	360	300	240	180	120
		女性	330	275	220	165	110
	41歳～45歳 S55.10.2～S60.10.1生	男性	426	355	284	213	142
		女性	366	305	244	183	122
	46歳～50歳 S50.10.2～S55.10.1生	男性	540	450	360	270	180
		女性	450	375	300	225	150
	51歳～55歳 S45.10.2～S50.10.1生	男性	714	595	476	357	238
		女性	546	455	364	273	182
	56歳～60歳 S40.10.2～S45.10.1生	男性	954	795	636	477	318
		女性	648	540	432	324	216
	61歳～65歳 S35.10.2～S40.10.1生	男性	1,368	1,140	912	684	456
		女性	804	670	536	402	268
	66歳～70歳 S30.10.2～S35.10.1生	男性	1,950	1,625	1,300	975	650
		女性	1,032	860	688	516	344
	71歳 S29.10.2～S30.10.1生	男性	2,502	2,085	1,668	1,251	834
		女性	1,308	1,090	872	654	436
	72歳 S28.10.2～S29.10.1生	男性	2,748	2,290	1,832	1,374	916
		女性	1,440	1,200	960	720	480
	73歳 S27.10.2～S28.10.1生	男性	3,036	2,530	2,024	1,518	1,012
		女性	1,596	1,330	1,064	798	532
	74歳 S26.10.2～S27.10.1生	男性	3,372	2,810	2,248	1,686	1,124
		女性	1,764	1,470	1,176	882	588
	75歳 S25.10.2～S26.10.1生	男性	3,762	3,135	2,508	1,881	1,254
		女性	1,944	1,620	1,296	972	648

内容	保険金	お子さま			
死亡されたとき、 または高度障害状態に なられたとき	死亡保険金 または 高度障害保険金	万円 400	万円 300	万円 200	万円 100
保険料月額・円		1人につき 276	1人につき 207	1人につき 138	1人につき 69

次ページに続く

<追加保障>

内容		給付金		本人・配偶者		お子さま	
継続して2日以上入院されたとき	災害入院給付金または 疾病入院給付金 入院給付日額×入院日数	日額	円	日額	円	日額	円
	入院保障充実給付金	5,000		3,000		3,000	1,800
		上記日額の5倍の一時金					

保 険 料 月 額 ・ 円	15歳～35歳	男性	910	546	1人につき 522	1人につき 313
	H2.10.2～H23.10.1生	女性	940	564		
	36歳～40歳	男性	1,035	621		
	S60.10.2～H2.10.1生	女性	1,105	663		
	41歳～45歳	男性	1,190	714		
	S55.10.2～S60.10.1生	女性	1,145	687		
	46歳～50歳	男性	1,535	921		
	S50.10.2～S55.10.1生	女性	1,345	807		
	51歳～55歳	男性	1,995	1,197		
	S45.10.2～S50.10.1生	女性	1,565	939		
	56歳～60歳	男性	2,520	1,512		
	S40.10.2～S45.10.1生	女性	1,915	1,149		
	61歳～65歳	男性	3,320	1,992		
	S35.10.2～S40.10.1生	女性	2,565	1,539		
	66歳～70歳	男性	4,480	2,688		
	S30.10.2～S35.10.1生	女性	3,375	2,025		
	71歳	男性	5,495	3,297		
	S29.10.2～S30.10.1生	女性	3,945	2,367		
	72歳	男性	5,860	3,516		
	S28.10.2～S29.10.1生	女性	4,205	2,523		
	73歳	男性	6,235	3,741		
	S27.10.2～S28.10.1生	女性	4,510	2,706		
	74歳	男性	6,605	3,963		
	S26.10.2～S27.10.1生	女性	4,860	2,916		
	75歳	男性	6,995	4,197		
	S25.10.2～S26.10.1生	女性	5,265	3,159		



追加保障の支払例

入院給付日額5,000円に加入、
病気で1泊2日の入院をされた場合

<疾病入院給付金>

5,000円×2日=10,000円



<入院保障充実給付金>

5,000円×5=25,000円

<支払金額>

=35,000円



■ **本パンフレットに記載の保険料は概算保険料です。**実際の保険料は、申込締切後に確定します。すでに保険料が給与から控除されている場合は、確定保険料との差額を精算します。ただし、追加保障・お子さまの保険料は確定保険料となっています。

■ **保険料は毎年更新日に見直されます。**

■ 記載の年齢は、保険年齢を使用しています。保険年齢は、更新日現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数について6か月を超えるものは切り上げて、6か月以下のものは切り捨てます。



加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細

契約概要 加入に際しての留意事項

▶ P21